

◎通知書表面の記載事項の説明は、以下のとおりです。

- (1) 「1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳」欄は、厚生年金保険の加入事業所に在職している間は、その期間に算入されず退職された後（1か月経過）に算入されることになります。
 - (2) 「2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額（俸給）等の内訳」の「月数」に「＊」印がある場合は、同じ時期に2つ以上の事業所に勤務していた期間があることを表しています。この場合、実際の加入月数を表示しています。
 - (3) 「2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額（俸給）等の内訳」の「平均標準報酬額 平均標準報酬月額（円）」は、年金額を計算する基礎となる、過去の標準報酬月額および標準賞与額を現在の賃金水準に置き換えて平均を求めた額です（これを「再評価」といいます）。
- なお、「ウ. 平成 15年3月までの厚生年金基金期間（厚生年金特例期間）」および「エ. 平成15年4月以降の厚生年金基金期間（厚生年金特例期間）」欄の「平均標準報酬額 平均標準報酬月額（円）」は、再評価を行う前の平均を求めた額です。
- (4) 「3. 加給年金対象者等の内訳」の「加給年金対象者」欄の「（区分）」にある数字は、次のことを表します。

①老齢基礎年金、老齢厚生年金および障害厚生年金の加給年金または振替加算の対象者がいる場合

1	『老齢基礎年金の振替加算額』が支給されている。
2	『老齢基礎年金の振替加算額』が支給停止されている。
3	『老齢（障害）厚生年金の加給年金額』が支給されている。
4	『老齢（障害）厚生年金の加給年金額』が支給停止されている。
5	『老齢（障害）厚生年金の加給年金額（終身）』が支給されている。
6	『老齢（障害）厚生年金の加給年金額（終身）』が支給停止されている。

②退職共済年金、障害共済年金および退職年金の加給年金の対象者がいる場合

1	『退職（障害）共済年金の加給年金額』が支給されている。
2	『退職（障害）共済年金の加給年金額』が支給停止されている。
3	『退職（障害）共済年金の加給年金額（終身）』が支給されている。
4	『退職（障害）共済年金の加給年金額（終身）』が支給停止されている。
5	『退職年金の加給年金額』が支給されている。
6	『退職年金の加給年金額』が支給停止されている。

③旧法厚生年金保険、旧法船員保険の加給年金または寡婦加算の対象者がいる場合

1	配偶者の加給年金額または寡婦加算額が昭和55年の法律改正前の金額である。
2	配偶者の加給年金額または寡婦加算額が全額支給停止されている。

- (5) 「3. 加給年金対象者等の内訳」の「遺族加算区分」欄は、遺族厚生年金、遺族共済年金および遺族年金の加算額の対象者がいる場合に表示されます。なお、表示されている数字は、次のことを表します。

1	『遺族厚生（共済）年金の中高齢加算額』が支給されている。
2	『遺族厚生（共済）年金の中高齢加算額』が支給停止されている。
3	『遺族厚生（共済）年金の経過的寡婦加算額』が支給されている。
4	『遺族厚生（共済）年金の経過的寡婦加算額』が支給停止されている。
5	『遺族厚生年金の遺族基礎年金相当加算額』または『遺族年金の寡婦加算額』が支給されている。
6	『遺族厚生年金の遺族基礎年金相当加算額』または『遺族年金の寡婦加算額』が支給停止されている。
7	『遺族年金の扶養加算額』が支給されている。
8	『遺族年金の寡婦加算額および扶養加算額』が支給されている。
9	『遺族年金の寡婦加算額および扶養加算額』のうち、「寡婦加算額」が支給停止されている。

- (6) 「3. 加給年金対象者等の内訳」の「70歳（障害）下支え加算額表示」欄の数字は、大正 15年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者であり、かつ第1号被保険者期間にかかる保険料納付済期間等が21年から24年までの期間以上を有する者において70歳以上の者の場合は「1」を、障害の状態に該当する場合は「2」を表示します。

《裏面もご覧ください》

(7) (B)国民年金（基礎年金）の「第2号期間」および「第3号期間」は、20歳から60歳までの間の国民年金の保険料納付済期間となります。

(8)【障害の状況】の「次回診断書提出年月」欄は、次回の診断書の提出を必要とする年月を表します。

※ 障害等級が3級から1級または2級となったときなど、障害年金に配偶者または子の加算が行われる場合があります。詳しくは『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

◎通知書裏面の記載事項の説明は、以下のとおりです。

(1)「基本となる年金額(年額)(円)」欄等が2段以上にわたって記載されている場合は、一番下段に記載されている金額が最新の年金額です。

(2)「決定・変更年月」欄は受給権が発生したときはその翌月を、年金額の増減、支給停止もしくは支給停止解除があったときはその年月を表します。

(3)【(B)国民年金（基礎年金）】について、「年金額(年額)(円)」欄の金額の左横に「*」がある場合は、第3号被保険者から第1号被保険者への被保険者記録の訂正に関して従前額を保障する特例措置が終了したため、従前額の9割に相当する年金額で決定または変更された場合です。

年金のお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！ 来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ！

『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ



0570-05-1165

050 から始まる電話でおかけになる場合は（東京）**03-6700-1165**

〈受付時間〉

月 曜 日 午前 8：30 ～午後 7：00
火～金曜日 午前 8：30 ～午後 5：15
第2土曜日 午前 9：30 ～午後 4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7：00 まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



0570-05-4890

050 から始まる電話でおかけになる場合は（東京）**03-6631-7521**

〈受付時間〉

月～金曜日（平日） 午前 8：30 ～午後 5：15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索